

令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う低所得世帯の経済的負担の軽減を図るための令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象世帯)

第2条 本事業の対象は、令和6年6月3日現在（以下「基準日」という。）において美郷町（以下「町」という。）の住民基本台帳に登録されている、次の各号のいずれかの世帯とする。

ただし、美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業実施要綱（令和5年美郷町告示124号）で規定する給付金、又は他市区町村における令和5年度個人住民税均等割の非課税世帯のみで構成される世帯への給付金、及び令和5年度個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付金の対象となった世帯を除くものとする。

(1) 新たに、令和6年度個人住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯

(2) 前号の世帯を除き、新たに、令和6年度個人住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯。ただし、この場合の所得割は定額減税前の所得割のことを指すものとする。

(給付金の額)

第3条 本事業の給付金の額は、次のとおりとする。

前条第1項第1号及び第2号に該当する世帯 1世帯につき10万円

2 基準日において、原則、前項の世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童1人につき5万円を加算するものとする。ただし、この要綱において18歳以下の児童とは、平成18年4月2日以降に出生した児童のことを指すものとする。

なお、基準日以降に出生した児童については、町長が別に定める日

までに、本事業に係る必要書類の提出がされた場合、加算対象となるものとする。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象となる者は、第2条に規定する世帯の世帯主(以下「支給対象者」という。)とする。ただし、支給対象者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とする。なお、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、個人住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(要件確認書等の提出)

第5条 本事業の支給対象者は、令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給要件確認書(様式第1号。以下「要件確認書」という。)を、町長が別に定める日までに町へ提出するものとする。

2 令和6年6月4日以降に出生した児童については、令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(こども加算追給分)支給要件確認書(様式第2号)の提出により、要件確認書の提出に代えるものとする。

(支給決定)

第6条 町は、前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金支給決定通知書(様式第3号)又は令和6年度美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金不支給決定通知書(様式第4号)を、支給対象者に通知するものとする。

2 町は、前項の規定による支給を決定したときは、速やかに給付金を支給する。

3 本事業の給付金の支給は、支給対象者が希望する金融機関口座に振

り込むものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと等の理由により、振込による支給が困難である場合はこの限りでない。

(給付金の支給等に関する周知等)

第7条 町は本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、書類の提出に関する事項等事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(要件確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 町が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から期限までに第5条の規定による要件確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が当事業の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町が第5条の規定による要件確認書等の提出による支給要件確認を行った後、世帯主又は世帯員に支給要件を満たさない者がいる場合は、当該要件確認書等の提出が行われなかったものとみなす。

3 町が第6条の規定による支給決定を行った後、要件確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず要件確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該要件確認書等の提出が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 町は、本事業の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本事業の給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本事業の給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 本事業の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。